

近世期秩父における伊勢信仰の展開

— 吉田町太田部を事例として —

船杉 力修

I はじめに

近世期における伊勢信仰の展開については、すでに最近の自治体史の編纂事業などにより、伊勢講の帳簿や神宮への参詣をつづった「道中日記」などが確認され、各地に伊勢講が存在していたことが次第に明らかになりつつある。しかしながら、これらの事例は、近世中・後期から近代にかけてのものが圧倒的に多い。そのため、伊勢信仰がいつごろからどのように村々に入り込んできたのかといった問題は、まだ不明な点が多い。萩原龍夫は、伊勢信仰拡大の拠点となった神明社の勧請の流行は、中世後期以降のことであり、東国では中世末期から近世中期にかけての新村開立によるものが多く、近世の勧請が新田開発と密接にかかわっていたことを指摘した¹⁾。しかし、この時期伊勢信仰はこのような新田開発村だけではなく、都市や山村、漁村といった地域にも浸透していた²⁾。したがって、伊勢信仰の展開をみるには、近世期の新村以外にも目を向けつつ、それぞれの地域ごと(村ごと)に信仰の受容過程の実態をみていく必要があると思われる。

さて、戦国期における伊勢信仰の浸透をみる上では、熊野信仰との関わりも重要な視点である。今回とりあげる秩父郡をはじめとする武蔵国には、中世を通じて熊野信仰が広範に分布していた³⁾。その展開は鎌倉期には秩父氏などの武家の惣領家とその一族を掌握する形で、室町・戦国期には在所ごとに庶氏家を掌握する形で⁴⁾、つまり地域の領主層を掌握する形であった。また、戦国期には熊野先達の一つ大行院は「伊勢熊野先達衆分檀那戦」とあるように、熊野と伊勢の先達を兼ねていた⁵⁾。つまり伊勢の檀那は熊野の檀那とともに熊野先達によって組織されていた。したがっ

てこの時期の伊勢信仰の展開をみるには、熊野・伊勢双方の御師の活動に目を向ける必要がある。

ここでは、山村での伊勢信仰の展開の事例として武蔵国秩父郡太田部村(現在埼玉県秩父郡吉田町太田部)をとりあげる。太田部村は行政的には埼玉県秩父郡に属しているが、その位置は、埼玉・群馬両県にまたがる上武山地の北側にある。河川の水系も荒川ではなく、利根川水系の神流川水系に属する。太田部付近の神流川流域はV字谷を形成しており、集落・耕地は山地から溪谷へ下る標高480m前後の傾斜地に立地している。耕地は畑のみで、近世には養蚕、和紙、薪、炭、藤籬など多様な商品作物の生産を行っていた。村には中世的な「地親一家抱」関係が近世以降も残存し、それが多様な生産を一体となって支えていた。またこれらの生産物は、神流川下流の鬼石をはじめ秩父郡内の吉田や小鹿野の市で売られていた⁶⁾。

本稿では、近世期太田部村名主を勤めた新井家文書の中の伊勢信仰関係文書を取りあげ、近世期における村の中での伊勢信仰の展開過程について若干の検討を行う。

II 村の宗教施設

伊勢信仰について触れる前に、まず近世期の村内の宗教施設を簡単にみていきたい。

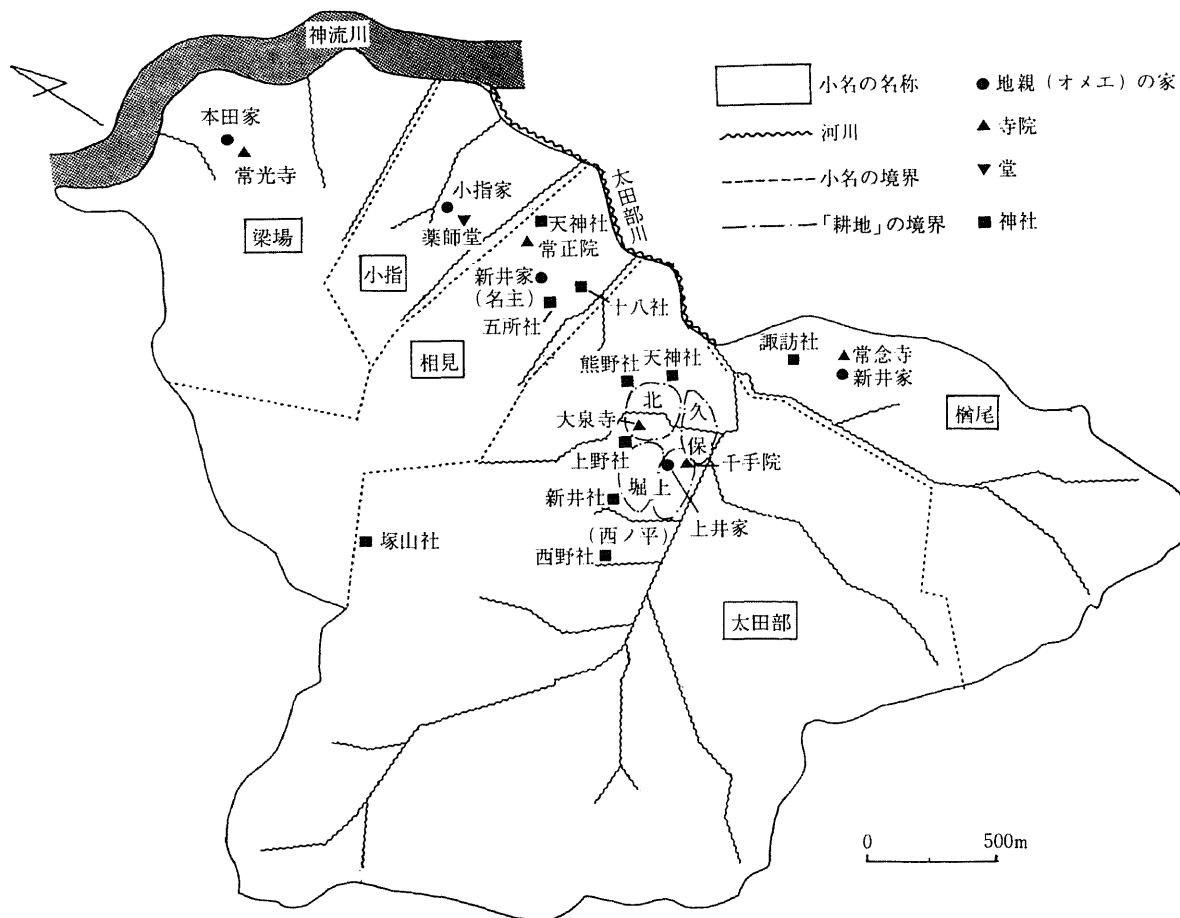
六本木健志によれば、太田部村は近世以前太田部郷と呼ばれ、その中に梁場、小指、相見、太田部、楯尾の5つの小名を形成していた。その一つ楯尾は、近世初期年貢納入者である「オメエ」(地親)とオメエの土地を耕作する2軒の「家抱」の計3軒からなっていた。オメエと家抱は様々な生産活動を行う共同経営体であった。楯尾には諏訪神社があり、それはオメエの所有地であって、同

家が建立したと伝えられている。またオメエの屋敷裏には常念寺と呼ばれる寺院があり、榑尾のオメエと家抱2軒の檀那寺となっていた⁷⁾。つまり、一つの小名は、オメエを中心としてそれに家抱を合わせた家からなり、神社、寺院といった宗教施設はオメエに付随して存在していたと考えられる。なお秩父山間地域に広範囲にみられ、小名の中心的存在であるオメエは、神流川をはさんで太田部村の対岸に位置する上州甘楽郡坂原村法久(現在群馬県多野郡鬼石町坂原)で明らかにされたように、小名の開発者と考えられる⁸⁾。

このようなオメエと宗教施設のありかたは、榑尾に限らず他の小名でもみられた(第1図)。梁場、

小指、相見にはオメエとその分家、家抱が存在し、それぞれの小名には寺院、堂、神社が形成されていた⁹⁾。また、小名太田部はさらに北、久保、上、堀と呼ばれる4つの集落(「耕地」と呼ばれる)からなっていたが、そのうちオメエの家がある上耕地には、西宮という社があった。一方他の小名からの分家や他村からの移住者によって新たに形成された他の「耕地」にも、家ごとに社があった¹⁰⁾。

このように、近世期太田部村での宗教施設は、おおよそ小名ごとに存在し、それは小名の開発者と考えられるオメエが建立、維持していた。神社はオメエやその分家、家抱の氏神、堂や寺院は檀那寺の役割を担っていた。



第1図 太田部村の小名の範囲と寺社分布(明治初期)
(聞き取り調査及び新井家文書「明治四年三月村内寺社領絵図」より作成)

Ⅲ 伊勢信仰の受容

1) 伊勢神楽代の負担

太田部村の新井家文書の中には、21点の伊勢信仰関係文書が存在する(第1表)。このうち初見の史料は、正保2年(1645)「伊せの御太ねん之はとう也」と題する村人の伊勢神宮御師への神楽代の負担を記した史料である。以下、史料の一部を紹介する。

伊せの御太ねん之はとう也

(中略)

五十文	ならを	常心房
百文		蔵之丞
式十四文		き右衛門
式十四文		八郎左衛門
式十四文		七右衛門

合式百式十四文 ならを

惣合式貫三百七十四文

右これハかう作之御きねんニ天しゃ大神様へ大
かくらの「神作」はとうなり「祈年」
「神楽」

正保貳年丙十月十八日ニ

てぬきする也¹¹⁾

この史料には、5つの小名ごとに神楽代の負担額と負担者が記されている。ここでは檜尾の分のみ示した。負担額の合計が合わないのは、「てぬきする也」とあるように負担者が省略されているからであろう。

伊勢の神楽とは、伊勢大神楽、大神楽などと呼ばれるもので、獅子の霊力によって悪魔払い・火伏せ・延命息災を祈祷する獅子神楽をいう。神楽職が伊勢のお祓いと称して獅子をまわし、伊勢神宮の大麻を配りながら諸国を巡回していた。また

第1表 近世太田部村における伊勢信仰関係の文書一覧(新井家文書)

西暦(和暦)月・日	文書名	形態
1645(正保2)10.18	伊せの御太ねん之御はとう也	状
1717(享保2)8.15	金子預り申金子之事(伊勢太夫講金預)	状
1735(享保20)10.11	預り申伊勢太々講金之事	状
1735(享保20)10.-	預り申伊勢太々講金之事	状
1736(元文元)8.15	借用申伊勢太々講金証文之事	状
1736(元文元)8.15	借用申伊勢講金手形之事	状
1744(延享3)11.-	請取申金子之事(太々講金借用)	状
1756(宝暦6)7.23	定(伊勢太神楽施行二付)	状
1789(寛政元)9.13	伊勢大神楽取立帳	冊
1790(寛政2)9.13	伊勢太々神楽取立帳	冊
1790(寛政2)9.-	伊勢太々金年賦帳	冊
1792(寛政4)9.13	伊勢太々神楽金取立帳	冊
1793(寛政5)10.-	太々金預り覚帳	冊
1795(寛政7)11.15	伊勢太々神楽金貸帳	冊
1795(寛政7)11.15	伊勢太々御神楽取立二付時貸帳	冊
1796(寛政8)9.13	伊勢太々講金取立帳	冊
1801(享和元)9.18	伊勢太々講金取達帳	冊
1801(享和元)12.-	伊勢太々金貸付帳	冊
1802(享和2)12.-	伊勢太々金貸付帳	冊
1848(嘉永元)12.-	伊勢太神宮勸化帳	冊
(年号不明)11.25	覚(大神宮初穂神納, 三日市太夫次郎)	状

(埼玉県立浦和図書館編(1972):『野中家・新井家文書目録』より作成)

この神楽には伊勢参りの代参の意味もあった¹²⁾。太田部村では「これハかう作之御きねんニ天しゃ大神様へ大かくら」とあるように、神楽は耕作のための祈念、つまり生業の安定を目的としたものであった。

第2表では、負担者の特徴をみるために、梁場と楯尾を事例に、神楽代の負担者と同時期の寛永21年(1644)の年貢負担者と比較した。この時期太田部村では14軒が高持百姓で、本年貢及び綿役、絹役といった臨時浮役を高くに応じて負担していた。また、これ以外に紙に対する紙舟役があり、これは家抱も含めた生産者自身が生産高に応じて負担していた¹³⁾。神楽代と年貢負担を比較する

第2表 太田部村梁場・楯尾における年貢負担と伊勢神楽代負担の比較

小名	人名	永高	紙舟役	神楽代
梁 場	●所左衛門	2貫 659文	93文	100文
	┌ 惣左衛門	—	50文	24文?
	├ 五郎右衛門	—	25文	—
	├ 助之丞	—	72文	24文
	├ 九右衛門	—	32文	—
	├ 惣右衛門	—	63文	24文
	└ 三郎左衛門	—	62文	—
	●五左衛門	2貫 261文	62文	100文
	┌ 次郎左衛門	—	63文	24文
	├ 久七郎	—	63文	—
	├ せい三郎	—	62文	—
	├ 助左衛門	—	73文	24文
	├ うたの十	—	73文	24文
	├ 又右衛門	—	32文	—
└ 与右衛門	—	50文	—	
楯 尾	市郎右衛門	—	—	24文
	仁左衛門	—	—	24文
	常光寺	—	—	50文
	●蔵之丞	895文	125文	100文
	┌ 八郎右衛門	—	63文	24文
├ 七右衛門	—	62文	24文	
き右衛門	—	—	24文	
常心房	—	—	50文	

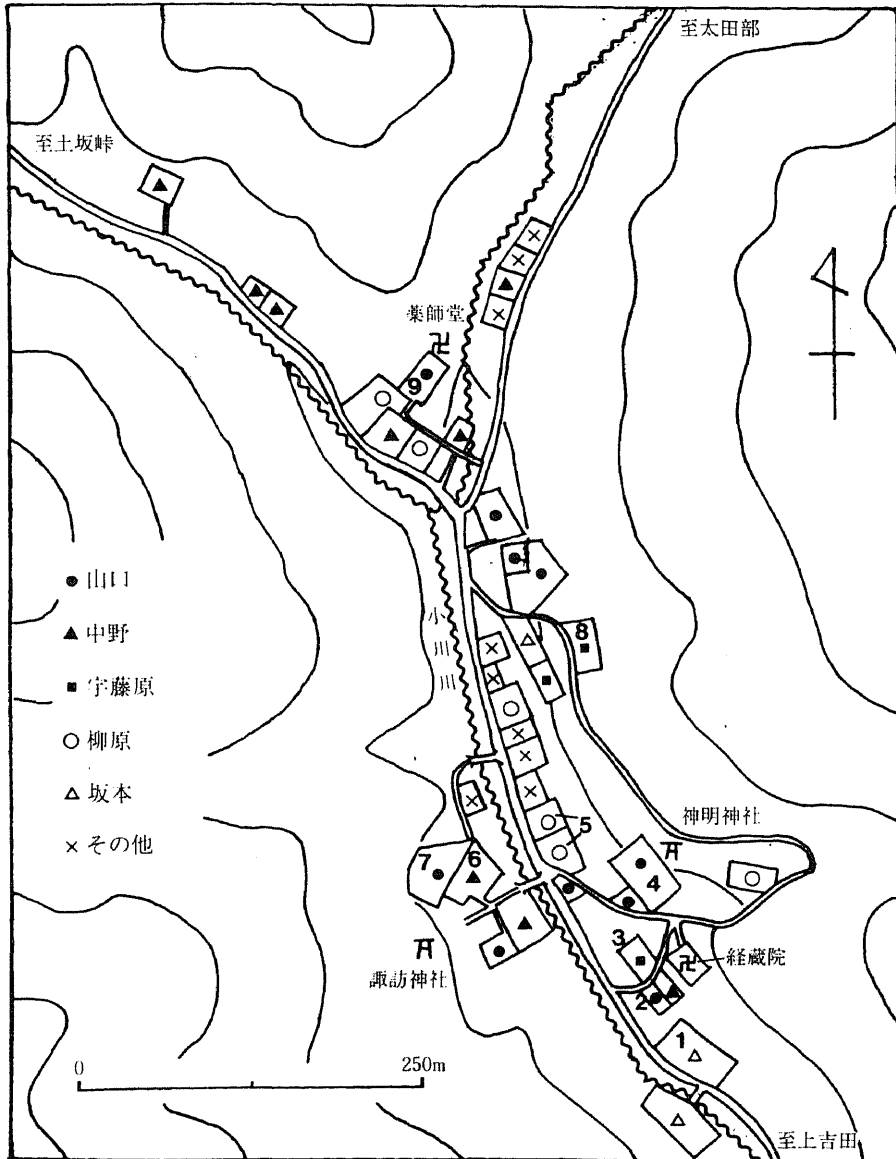
(新井家文書寛永21年「高辻うきやくの御状也」、正保2年「伊せの御太ねん之御はとう也」より作成)
注) ●印は高持百姓。紙舟役は高持百姓を通して納入された。□は紙舟役の納入単位を示す。

と、高持百姓がいずれも百文と高額を負担している。しかしながら、それ以外の家抱も負担しており、その額は紙舟役と比較しても決して少なくない。このように中世的な「地親一家抱」の関係の中で、地親以外も神楽代を負担しているのは、六本木の指摘のように、紙漉きによって家抱が地親から経済的に自立していることを示していると考えられる¹⁴⁾。

負担者の中には、村内の百姓以外に寺院もみられる。梁場は常光寺、相見は常正院、宮本房、太田部(小名)は大せん寺、せん権院、楯尾は常心房がそれぞれ記載されている。このうち、常光寺、常正院、及び太田部の千手院、楯尾の常念寺は、上州甘楽郡三波川村(現在群馬県多野郡鬼石町三波川)にある真言宗金剛寺の末寺で、明治初期の廃仏毀釈により廃寺になるまで存在していた。金剛寺は真言宗醍醐寺三寶院の末寺であって、鬼石から太田部までの神流川流域の38の寺院の本寺となっていた¹⁵⁾。つまり太田部付近一帯は、近世期真言系の修験寺院が分布していた。この史料に記載がある宮本房、常心房など由緒不明の寺院¹⁶⁾は、このような修験寺院の分布を反映したものと考えられる。

2) 伊勢信仰の浸透時期

では、村にとって外来信仰である伊勢信仰はいづろ村に入ってきたのであろうか。太田部村と峠を隔てて隣り合う上吉田村小川(現在秩父郡吉田町上吉田)の事例をみてみよう。小川の集落は北から南に流れる川沿いの傾斜地に立地している。川を挟んで、東側に神明社が、西側に諏訪社があり、諏訪社は産土とも呼ばれている(第2図)。小川には、山口、中野、宇藤原、柳原、坂本などの姓がある。このうち山口姓の家の中には薬師をもつ屋号「御堂」、神明社と寺院経蔵院をもつ「内出」がある。「内出」の家は川の東側にあり、屋敷の裏には神明社がある。戦国期にはその祖山口上総守は後北条氏の家臣で、上吉田郷の代官を勤めていた¹⁷⁾。さらに鉢形落城後山口上総守とその郎党は小川に土着したといわれている^{18), 19)}。



第2図 小川の屋号と寺社分布
 (聞き取り調査及び住宅地図により作成)

屋号

- 1.下出 2.東 3.提門 4.内出 5.西 6.川端 7.向 8.宇藤 9.御堂

神明社には、「五穀成就，村中安全」を祈願した伊勢神宮外宮御節三日市大夫次郎の銘がある大麻と修験寺院である常木山十輪寺²⁰⁾の護摩札が納められていた。また、中野姓は川の西側に一角を

占め、諏訪社を持っている。村の中で最も古い姓は宇藤原姓であるという。

このような事実から以下のような推察が可能であろう。もともと小川の産土社は諏訪社であって、

それを宇藤原姓や中野姓が守っていた。その後屋号「内出」の山口姓が村に入り、神明社を屋敷裏に建てた。「内出」は後北条氏の家臣で、後北条氏滅亡後小川に土着したということから、神明社建立の時期は遅くとも戦国期のことと思われる。また伊勢御師三日市大夫次郎は太田部村の伊勢講文書にも現われ、さらに戦国期三日市大夫次郎は東国で神主免許状を出すなどさかんに教線拡大していることが確認されている²¹⁾。したがって、小川や太田部村といった秩父山間部への伊勢信仰の浸透時期が戦国期であると考えられる。

3) 伊勢信仰の浸透過程

では、どのように伊勢信仰は村の中に浸透したのか。千葉徳爾は長野県の天竜峡谷の山村を事例に、伊勢信仰の流入過程を報告している²²⁾。それによれば、当初村では外との交渉は稀で、宗教施設は村の氏神が中心であった。ところが村で疫病が流行した際、氏神ではそれに対応できず、その結果加持祈禱を行う外の宗教者たちを迎え入れることとなったと述べている。つまり流行病など氏神ではとらえきれない問題が起こった時、氏神と葛藤の中、外の宗教が流入したのである。しかし氏神と外の宗教とは決して分離したものではなく、併存する関係にあった。

では、太田部村ではどうか。残念ながら村での伊勢信仰浸透の過程は、史料の関係上、あまり明らかにし難いが、戦国期の生業の変化と関係があるように思われる。秩父山間部では戦国期以降紙漉きが行れるようになる。上吉田村大榎部(現在吉田町上吉田)の高岸文書の元龜2年(1571)卯月七日の北条氏邦印判状には、高岸氏が北条氏より功勞によって(紙)舟役3艘が赦免されている²³⁾のは、それを示している。紙生産は近世にはさらに盛んとなり、生産者が年貢を負担したため、地親につく家抱の自立をもたらした。また紙は商品化を目的としたもので、鬼石、吉田、小鹿野の市へ売り出された。さらに太田部村内には絹・紙の商いをする商人が7人存在し、上州や江戸へ売り出された²⁴⁾。このように秩父山間部や神流川上

流域での、中世後期～近世初期の紙生産の勃興は、村内の社会秩序を大きく変え、また同時に域外との交渉の強化をもたらした。つまり、生業の変容に伴う村の社会の変化が、宗教的には外の宗教者を迎え入れる素地となったことが考えられるのである。

4) 熊野信仰との関係

太田部村では近世を通じて伊勢以外にも外の宗教者が盛んに迎え入れられた。新井家文書の中には、紀州熊野三山、南都大仏堂、四天王寺、江州多賀大社、江戸愛宕山などの宗教者たちが寄進を募った勸化の請取状が多くみられる。したがって、外の宗教者が寄付を募るという点では伊勢神楽もこのような勸化の一つであったことがわかる。

勸化の中でも村と関係の深かったのは熊野修験であったと考えられる。先に述べたように熊野信仰は、秩父郡をはじめとする武蔵国に広範に分布していた。熊野那智大社文書の所収の實報院、廊之坊の諸国旦那帳には武蔵国の中に「ち、ふ六拾六郷壹圓」²⁵⁾とあり、米良文書の中の「児玉西寺旦那名字注文写」²⁶⁾には、「ち、ふ、吉田」、「ゆつりはら」など太田部村近辺の地名が登場する。村内には小名太田部の北耕地に熊野神社があった。さらに太田部村周辺には、真言系の修験寺院が存在していた。また熊野信仰は、村の領主層を中心に浸透していたことから、太田部村でも地親(オメエ)などの高持百姓を介して村に浸透していったと考えられる。したがって、勸化の一つであった伊勢信仰は、このような熊野や真言といった修験の教線によって拡大し、村では地親などの高持百姓を中心に浸透したと考えられる。

正保2年(1645)の伊勢神楽代負担の史料は、関東山村における伊勢信仰の浸透が意外に早かったことを示している。村では伊勢神楽は勸化の一つに位置付けられ、熊野や真言といった修験の教線によって地親層を中心に浸透したと考えられる。またこの時期は村で紙生産が始まった時期であり、紙生産は村内の社会を大きく変化させただけでなく、紙が商品として流通化することによって、

域外との結びつきを強め、外来の信仰を受け入れる素地となった。さらに伊勢信仰は、紙生産によって地親から自立した紙舟役負担者層にも浸透した。

Ⅳ 講の展開、消滅

近世中期以降になると、伊勢神楽は「伊勢太々講」と呼ばれ講として整備されていく。享和元年(1801)九月十八日の「伊勢太々講金取達帳」には次のような講の実態を示す記載がみられる。

前書儀定之事

- 一、伊勢太々施行義定之儀、来ル年戌年正月中講中（略）施行仕候定二而、貸シ金きん預り人共、調達急度仕可申定御座候、
 - 一、十一月十五日取立日限
 - 一、十二月十五日取立日限
- 右之通り両月ニ取立日限急度仕可申候、少も違儀申間敷候、仍而一札如件、

享和元年酉九月十八日 講中
伊勢大神宮様²⁷⁾

講の施行つまり神楽を行うのは毎年正月であること、講金の村人への貸し出しがあり、信仰以外の経済的要素も含んでいたことが読み取れる。すなわち、「勸化」の一つであった伊勢神楽が近世後期には講として制度化されたことがわかる。

また、嘉永元年(1848)十二月の「伊勢太神宮勸化帳」²⁸⁾には、村人の講費用の負担の内容がわかる。負担方法はそれぞれの持高に応じた高掛と一律(168文もしくは84文)に寄付をする勸化と2種類があった。当時村には本百姓45軒、家抱11軒計56軒の家があったが、寺院も含めて本百姓、家抱のいずれもが講費用を負担していた。つまり、「地親一家抱」の関係なく村人全員がこの時期講に参加していたのである。

さらに近世後期には伊勢講以外にも榛名講、古峯講などの近隣の講が形成された。伊勢講と同様に勸化が講として制度化したもので、氏神や他の講と併存していた。

しかしながら、伊勢講は明治期になると完全に消滅する。これは秩父山間部や神流川上流域において、明治初期神仏分離が実施され、寺院は廃寺、葬儀は神葬祭となったためである²⁹⁾。その結果、この地域の特徴であった修験寺院や寄付を求める勸化が否定された。勸化の一つでもある伊勢講も否定されたのである。これは、明治5年(1872)9月20日に大宮支庁から戸長宛てに出された「御追状」³⁰⁾中の布告からもうかがえる。

毎年九月十七日 伊勢両宮御祭典海内一円遵行被仰出候ニ付遥拜式左之通可相心得候事

壬申九月 太政官

遥拜式

- 一、府縣廳中清浄之地ヲ擇ミ伊勢ノ方ニ向ヒ新薦ヲ敷キ高机一脚ヲ置キ机ノ上御玉串ヲ安スヘシ

(中略)

- 一、地方ハ郷村ノ氏神々職、遥拜式申渡シ氏子ノ者ヲシテ伊勢ノ方ニ向ヒ遥拜セシムベシ

(後略)

それには毎年9月17日の伊勢両宮の祭典には遥拜式を実施すること、遥拜式は郷村の氏神の神職者に実施させ、神職は氏子に対して伊勢へ向かって遥拝させることなどを規定している。さらにこの時期小名ごとの神社は、名主(戸長)の氏神である十八神社に集められ、また伊勢講は近隣の榛名や古峯などの講に取って代わられた。つまり、伊勢講は村の中から姿を消し、その信仰は姿を変えていったのである。

Ⅴ おわりに

小稿では、関東秩父山村における伊勢信仰の展開過程について、史料紹介をしながら若干の検討を試みた。

従来、近世初期の関東地方における伊勢信仰の流入は、新田開発村を中心に展開してきたと考えられてきたが、太田部村の事例により、すでに関東地方の山村においても信仰が流入していたことが明らかとなった。また、その村の中での展開は、

村の地親層を中心に、村の開発神である氏神と並立するかたちで、すなわち外の宗教者が寄付を求める「欽化」というかたちで浸透した。また伊勢信仰は、村における熊野神社や真言修験寺院の存在から、熊野や真言の修験の教線にのって拡大したものと考えられる。このような「欽化」は、伊勢だけではなく、遠方の熊野、奈良や近隣の榛名・古峰などの他の信仰とも併存していた。

村での伊勢信仰は、多様な農業生産と結びついたもので、中世後期から近世初期における紙生産の開始によって、地親から自立した紙舟役負担者にも浸透した。また紙の流通化は域外との結びつきを強めて、外来の信仰を受け入れる素地となったのである。つまり伊勢信仰の浸透は、秩父山間部や神流川上流域での生業・交易の変容とも関係があるように思われる。

小稿では伊勢講の文書を紹介しつつ、若干検討したのみで、講の実態や生業との関係を明らかにすることができなかった。それらは今後の課題としたい。

付 記

現地調査にあたっては、吉田町太田部の久保勇氏、群馬県多野郡鬼石町三波川の金剛寺住職厳清那氏には聞き取りのほか、史料を閲覧させて頂きました。また太田部地区の方々には、聞き取り調査に御協力頂きました。本稿作成にあたっては、筑波大学大学院の六本木健志氏に御助言頂きました。また実習時には、筑波大学人文学類の寺崎大貴、多山剛司、進藤友恵の各氏に御協力頂きました。以上記して厚くお礼申し上げます。

注および参考文献

- 1) 萩原龍夫(1962)：『中世祭祀組織の研究』、吉川弘文館、359～385。
- 2) 新城常三(1982)：『新稿土寺参詣の社会経済史的研究』、塙書房、1191～1195。
- 3) 宮家準(1992)：『熊野修験』、吉川弘文館、136～145。
- 4) 横山晴夫(1963)：東国における熊野信仰、国学院雑誌、64-2・3、31～38。
- 5) 前掲3)160～162。
- 5) 埼玉県編(1980)：『新編埼玉県史 資料編6 中世2』、埼玉県、110～111。天文22年(1553)5月21日聖護院門跡御教書写など。
- 6) a 六本木健志(1992)：近世初期山間部畑作農村における家と経営—武蔵国秩父郡を中心にして—、史潮、新31、18～36。
b 六本木健志(1994)：紙漉く村の生活史—太田部の生産と家—、田中圭一編(1994年刊行予定)：『秩父谷の研究』。
- 7) 前掲6)b。
- 8) 群馬県教育委員会編(1965)：『群馬県民俗調査報告書第7集 下久保ダム水没地の民俗』、群馬県教育委員会、56～73。
- 9) 近世後期梁場には常光寺(真言宗)、小指には薬師堂、相見には常正院(真言宗)・新井太神(現在の十八神社)・天満太神・五所太神があった。
- 10) 前掲6)bによれば、小名太田部は従来「上」耕地だけで、しかも西ノ平と呼ばれる西方の地にあったが、その後紙生産に伴い現在地に移転し、さらには分家や移住者によって他の3耕地が形成されたという。
また絵図や聞き取りによれば、近世後期の小名太田部の寺社は次の通りである(第1図)。上・堀耕地には千手院(真言宗)・西野太神・新井太神、北・久保耕地には大泉寺(曹洞宗)・上野太神・熊野太神・天満太神、村の西部塚山の麓には大塚太神があった。このうち上・堀耕地の鎮守は西野太神、北・久保耕地の鎮守は上野太神であった。また北耕地の天満社は多田家が所有し、多田家は秩父郡阿熊村から移住したという伝承があることから、鎮守社以外の社は、もともと家ごとに所有していた社であると思われる。
- 11) 埼玉県立文書館寄託『新井家文書』3110号文書、以下『新』と略記する。
- 12) 渡辺伸夫(1972)：太神楽、大塚民俗学会編『日本民俗事典』、弘文堂、410ページ。
堀田吉雄(1972)：『日本の民俗24 三重』、第一法規、177～179。
- 13) 前掲6)a。
- 14) 前掲6)a。
- 15) 金剛寺所蔵、天明六年十二月「上州甘楽郡三波川村金剛寺真言宗新義本末牒」。
- 16) 『新』64号文書「延享四年(1747)十月武蔵国秩父郡太田部村寺社書上帳」によれば、太田部村の寺院の開基時期は、次の通りである。常光寺—寛永元年(1624)、常正院—大同元年(806)、大泉寺—明応年中(1492—1501)、千手院—正保2年(1645)、常念寺—慶安3年(1650)とあり、相見の常正院を除

- けば、真言宗寺院の開基時期は遅くとも近世初期(17世紀中期)と考えられる。また正保2年の神樂代負担の史料に記載のない寺院(千手院、常念寺)はまだ開基されていなかったことが分かる。
- 17) 前掲5)89ページ。
- 18) 田中達也(1993):山間地域における近世村の成立過程—秩父郡阿熊村を中心として—, 歴史地理学, 164, 20~32.
- 19) 近世初期, その子孫山口左馬助は小鹿野に移住し, 吉田姓を名乗って商人となった。
岡村治・川崎俊郎(1991):西秩父における町形成と商業の展開—近世・近代の小鹿野を事例として—, 歴史地理学調査報告, 5, 1~29.
- 20) 常木山十輪寺は小鹿野の町にある寺院で, もとは十輪坊と呼ばれる天台修験であった。また吉田氏は, 岩田氏とともに十輪寺の口頭であった。
前掲19)論文, 前掲19)史料編史料十。
- 21) 群馬県勢多郡北橋村下箱田の「はこだたきの宮」に天正19年(1591)の神主免許状が, 同県群馬郡榛名町の榛名神社には天正4年(1576)「榛名山御師免許状」があり, いずれも三田市大夫次郎から出されている。さらに戦国期から近世初期の三田市大夫次郎による神主免許状は福島県南会津郡でも確認されている。
群馬県史編さん委員会編(1992):『群馬県史通史編6 中世3』, 群馬県, 776ページ。
- 藤田定興(1992):『寺社組織の統制と展開』, 名著出版, 123~141.
- 22) 千葉徳爾(1988):『熊谷家伝記』をみなおす—桜井徳太郎著『日本民間信仰論』を読んで—, 『千葉徳爾著作選集』第3巻, 東京堂出版, 321~332(初出1958, 伊那, 364.)
- 23) 前掲5)336ページ。
- 24) 前掲6) a.
- 25) 永島福太郎・小田基彦校訂(1977):『史料纂集熊野那智大社文書第五』, 続群書類従完成会, 69, 75ページ。
- 26) 永島福太郎・小田基彦校訂(1974):『史料纂集熊野那智大社文書第三』, 続群書類従完成会, 95ページ。
この文書は検討を要すると思われるが, 史料中の「ゆつりはら」は, 群馬県多野郡鬼石町譲原と考えられる。
- 27) 『新』475号文書。
- 28) 『新』1084号文書。
- 29) 神葬祭への移行の一理由としては, 近世後期以降村の寺院が無住傾向にあったことが挙げられる。つまり, この時期真言宗の修験寺院は経済的にすでに破綻していたと考えられる。
- 30) 『新』663号文書「社図書上帳外寺社関係文書」所収, もとは明治5年9月7日太政官布告(『法令全書明治5年』所収)である。